

児童手当などの 手続はお済みですか？

子育て中の皆さん！

問合せ



子育て給付課（市役所4階） ☎0545-55-2738 ☎0545-55-2953

✉kosodatekyufu@div.city.fuji.shizuoka.jp



	受給資格者など	請求者の所得制限など		手当の月額など	
児童手当	0歳から18歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している人	所得制限なし 受給資格者が複数いる場合には、児童の生計を維持する程度が高い人（通常、所得の高い人）による申請となります		《3歳未満》 1人目・2人目 1万5,000円 3人目以降 3万円 《3歳以上18歳の年度末まで》 1人目・2人目 1万円 3人目以降 3万円 ※受給資格者が監護（養育）している子どものうち、22歳到達後最初の3月31日までの子どもを上から順に数えます。	
	次に該当する18歳以下の児童を監護している人 ①離婚・未婚・死亡・遺棄及び拘禁などで父または母がいない ②父または母に重度の障害がある ③父または母が裁判所からのDV保護命令を受けている ※18歳以下とは、18歳到達後最初の3月31日まで。 ※①③については、事実上婚姻関係がある人は除く。	全部支給	(例) 扶養人数2人の場合の所得制限限度額 145万円	児童1人 4万8,050円	2人目以降 1万1,350円
児童扶養手当		一部支給	(例) 扶養人数2人の場合の所得制限限度額 284万円	児童1人 所得に応じて 1万1,340円～ 4万8,040円	2人目以降 所得に応じて 5,680円～ 1万1,340円
	次に該当する20歳未満の児童を扶養している人及び20歳未満の児童 ①離婚・未婚・死亡・遺棄及び拘禁などで父または母がいない ②父または母に重度の障害がある ③父または母が裁判所からのDV保護命令を受けている ※①③については、事実上婚姻関係がある人は除く。	所得税が課せられていない世帯 ※所得税が課せられていても、扶養している児童の年齢・人数により、対象になる場合があります。		助成の範囲 保険診療分の医療費から、付加給付額及びそのほか補填された医療費を控除した額、食事療養標準負担額 ※保険診療の対象外のもの（個室使用料・健康診断料・容器代など）は助成対象外です。	
ひとり親家庭等医療費	対 象 年 齢	自 己 負 担 金			
		通院の場合		入院の場合	
	0歳から18歳到達後最初の3月31日まで	9月診療分まで 1回500円 500円に満たない場合はその額。1か月につき4回目まで自己負担とし、5回目以降は自己負担金なし 10月診療分から なし（詳しくは17ページ）		なし (食事療養標準負担額を含む)	
子ども医療費		処方箋の交付により薬局へ行った場合、薬局での自己負担金はありません			

※申請が済んでいる人は、手続の必要はありません。詳しくは子育て給付課へ。

申請に必要なものなど、詳しくはこちら▶

